

第172回 石川県都市計画審議会

令和3年2月19日(金) 10時00分から

石川県庁舎 11階 第1109会議室

◎事務局 : 皆様おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、第172回石川県都市計画審議会を開催いたします。はじめに、事務局を代表いたしまして、土木部長からご挨拶申し上げます。

◎城ヶ崎部長: 改めまして、おはようございます。石川県土木部長の城ヶ崎でございます。都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙の折、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

日頃より、本県の土木行政の推進に格段のご指導、それからご鞭撻のほど賜っておりますこと、重ねて感謝を申し上げたいというふうに思っております。

現在、コロナの影響もございまして、いまだ全国的にも緊急事態宣言それから緊急事態措置がなされているという状況の中、本県におきましても観光業をはじめとした様々な分野でいろいろな影響があるということは否めない状況ではありますが、アフター・コロナを考えますと、特にまちづくりといった観点では極めて重要な分野がこの都市計画審議会に相当されているのかなと思っております。

本日は、今年の6月になりますけれどもオープンしました金沢港クルーズターミナルに関連する金沢港の臨港地区の変更について、ご審議を頂くこととしてございます。

委員の皆様方には、ご審議、ご意見、ご鞭撻のほどどうか賜りますよう、お願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いを申し上げます。

◎事務局 : 続きましてお手元の配付資料の確認をさせていただきます。まず議事次第、こちらはA4 1枚になります。次に、第172回石川県都市計画審議会報告及び議案書、こちらA4の冊子になります。このほか、報告事項資料1、こちらA4 1枚になります。報告事項資料2、こちらA4 1枚になります。最後に、参考資料としまして石川県都市計画審議会条例、こちらA4 1枚となります。

以上、5種類の資料をお配りしております。資料の不足がございましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは早速ですが、議事次第に沿って進めて参ります。

本日の審議会には、出席依頼委員19名中、13名の委員の方々に出席をいただいております。

それではここからの議事進行につきましては、川上会長にお願いしたいと存じます。川上会長よろしくお願いをいたします。

◆川上会長： 本日は、委員の皆様には、ご多用中にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。
います。

それでは、審議に移りたいと存じます。引き続き、お手元の議事次第にそつて議事を進めさせて頂きます。先ほど、事務局から報告がありましたように、出席依頼委員19名中、13名のご出席を頂いていますので、半数以上のご出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告いたします。それから、本日の議事録の署名委員ですが、高山委員と田尻委員にお願いします。

それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局： それでは、前回第171回審議会の結果についてご報告いたします。議案書は3ページをご覧ください。前回、承認する旨のありました、議第1604号から1606号になります「小松都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、「小松都市計画区域区分の変更について」そして「小松都市計画道路の変更について」、いずれも本年1月26日に都市計画変更の県告示がなされたことを、ご報告いたします。

また、1607号「白山市上小川町地内における特殊建築物の位置について」これにつきましては、令和2年12月1日に建築基準法第51条の規定による許可がなされたことを、ご報告いたします。以上で前回審議会の報告を終わります。

◆川上会長： それでは今回の審議会には、4ページにありますように、1件の議案が付議されております。早速ですが、議案の審議に入りたいと思います。各委員の皆様におかれましては、議事進行にご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは議第1608号「金沢都市計画臨港地区の変更について」を上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： それでは議第1608号「金沢都市計画 臨港地区の変更について」ご説明致します。議案書は5ページ、図面は6ページとなります。

こちらのスクリーンをご覧ください。

臨港地区とは、都市計画法に基づき定める地区でありまして、港湾としての機能が十分発揮できますように、船舶が利用する水域、いわゆる港湾区域に接続して、橙色で示しますように貨物の取扱いなどを行う陸域のことを臨港地区と言います。このエリアに関しましては港湾管理者が管理運営を行うために必要な区域となっております。

こちらの図面をご覧ください。位置の説明になります。こちらが昨年オープンした金沢港クルーズターミナル、こちらが金沢港いきいき魚市、50m道路はこちらになります。赤線で広く示していますこちらの部分が現在の臨港地区の範囲であります。濃く塗りつぶしてありますこちらの範囲が今回、臨港地区に追加する区域0.5haとなります。この変更により、金沢港臨港地区の全体

面積は、399.8haから400.3haとなります。

金沢港臨港地区変更に至る経緯についてご説明します。

金沢港におきましては、近年のクルーズ船寄港数やコンテナ取扱量の増加といった、急激な環境変化に対応するため、平成29年9月に、貨物、クルーズ、賑わいを3つの柱としました「金沢港機能強化整備計画」を策定しております。

この計画に基づき、金沢港クルーズターミナルの建設やターミナルを利用する方の駐車場や緑地を確保することとし、無量寺、戸水のふ頭用地の間にあります船だまりにつきまして平成30年3月に埋め立てを開始し、令和2年3月に埋め立てを完了、令和2年6月に金沢港クルーズターミナルが完成しております。

臨港地区の変更手続きにつきましては、地方港湾審議会に諮った上で、港湾管理者の申し出により変更することとなっております。昨年12月に地方港湾審議会を経て、その申し出があったことから、今回新たに臨港地区の追加を行うものでございます。

こちらは埋め立て前の状況になります。赤枠で示す当該区域は、以前は県が所有する引船や海上保安部の巡視船などが停船する、船だまりとして利用されておりました。

現在の状況になります。こちらがクルーズターミナルで、赤枠で示す区域が埋め立てられ、駐車場及び緑地として整備された箇所になります。

案の説明は以上でございます。本案件につきましては、今年1月26日から2月9日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご意見・ご質問はございませんでしょうか。

今の説明にあった金沢港の分区条例の記事は、すでに新聞で報道されているわけですが、今回の金沢港の区域の変更とも関係すると思いますが、今説明のあった分区っていうのはどういう制度で、また、今後金沢港臨港地区内でどのような土地利用区分があるのか、これは港湾行政の方の管轄になりますので、都市計画審議会の審議事項ではありませんが、参考までにご説明いただければと思いますがいかがでしょうか。

◎事務局： 今ほどのご質問にお答えさせていただきます。

分区なんですけれども、臨港地区内におきまして、これまでの用途地域、この周辺で言いますと工業専用地域になってございますが、その土地利用規制に優先する形で、港湾法に基づきまして、土地利用規制することができるという

制度になってございます。金沢港は開港以来、工業や、その他物流を中心として発展してきた港でございましたが、昨年度末までの機能強化整備によりまして、新たにクルーズターミナルを中心として、にぎわいという観点の機能も付加されたという状況でございます。

こうした機能を最大限に発揮していくためには、これまでの工業専用地域というものでは少し制限がかかっておりますので、分区制度を導入するというようにしてございます。

今画面に出ておりますクルーズターミナルの周辺につきましては、分区で言いますところのクルーズ港区、というものに指定を考えてございます。

それから水産ふ頭、先ほどのいきいき魚市とかあるあたりにつきましては、漁港区。それから、このスクリーンでいいますと、右手の方にコンテナターミナルとかありますが、そちらの方は、商工区ですとか、それから工場が立地しているところには工業港区。以上四つの港区を、今回指定させていただこうというふうに考えておるところでございます。

◆川上会長： ありがとうございます。他に何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

◆紐野委員： 参考までにお聞かせいただきたいんですけども、この船だまりを埋め立てしてしまったということは、この機能に対するものはどこかで担保されているのか、それとももう船だまり自体必要ないんだという観点なのか。教えていただけませんか。

◎事務局： 先ほど申しました通り船だまりに海上保安部の船ですとか、県の持っております引船などを停めていたのですけれども、今、赤く示していますあそこに、船は移動しまして、そちらの方で機能を確保してございます。

◆川上会長： 他に何かご質問・ご意見ございませんでしょうか。

では、特に他にないようですので、本案は、ご承認いただいたものといたします。

次に、事務局の方から、2件の報告事項がありますので、説明願います。

◎事務局： それではご説明いたします。

お配りしてあります報告事項資料1「いしかわの都市計画検討専門委員会委員名簿」をご覧ください。

いしかわの都市計画検討専門委員会は、当審議会の調査検討組織でありまして、都市計画区域の再編や、都市計画区域マスタープランの改定のほか、土地利用制度のあり方などについて調査検討を行っております。

専門委員会の委員につきましては、昨年11月28日の任期満了に伴い、

委員が改選されましたので、今回新たにご就任いただいた委員についてご報告させていただきます。資料の氏名の横に新任と記載しております。

まず消費生活分野の専門委員として石川県生活協同組合連合会理事の安部友美様。

次に、農業分野の専門委員としまして石川県立大学教授の一恩 英二様。

次に建築計画分野の専門委員として金沢大学准教授の西野 辰哉様。

最後に福祉・介護分野の専門委員としまして石川県介護福祉士会会長の端 久美様。

以上4名の方に新たに委員にご就任頂きました。

なお、現在、当専門委員会において、白山都市計画の土地利用の見直しについて、ご助言をいただきながら検討を進めており、計画案が定まった時点で、当審議会においてお諮りする予定としております。

以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問・ご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、次の報告事項の説明をお願いします。

◎事務局： お配りしてあります報告事項資料2「都市計画決定案件一覧」をご覧ください。

こちらは、前回第171回審議会の令和2年11月26日以降、市町において決定告示された案件の一覧でございます。

小松市における用途地域の変更が1件、それに伴います土地区画整理事業の決定が1件、合計2件の決定告示がなされております。

以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんでしょうか。特にないようですので、これで、本日諮問のありました案件、報告等につきましては審議が終了いたしました。それでは進行を事務局にお返しします。

◎事務局： 川上会長、ありがとうございました。本日はお忙しい中、厳正なるご審議、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第172回石川県都市計画審議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。